

○神戸町定住促進奨励金交付要綱

平成24年12月18日

告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住の促進を図ることにより、人口の減少を抑制するとともに活力あるまちづくりを推進するため、町内に住宅を取得する定住者に対し、神戸町定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 永く住むことを前提に本町の住民基本台帳に登録し、かつ、生活の実態があることをいう。
- (2) 住宅 自己の居住を目的として、独立した基礎を有し、玄関、居室、便所、浴室及び台所等が設置されている一戸建ての建築物をいう。
- (3) 中古住宅 建築後1年以上経過した住宅で、過去に居住の用に供したことがある住宅をいう。
- (4) 新築 自己の居住の目的で本町の区域内に住宅を新たに建築することをいう。ただし、既に住宅が建築されている土地と同じ敷地とみなされる土地に、住宅を新築する場合は除く。
- (5) 購入 自己の居住の目的で本町の区域内に存する住宅を購入することをいう。
- (6) 建替え 既存住宅の全部又は一部を取り壊し、従前と同じ敷地とみなされる土地に住宅を建築することをいう。
- (7) 住宅の取得 新築又は購入した住宅の引き渡しを受けること、又は建物の所有権保存（又は移転）登記が完了することをいう。
- (8) 町外在住者 本町の住民基本台帳に登録した前日から起算して過去5年以上連続して他の市区町村の住民基本台帳に登録していた者をいう。

(奨励金の交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に住宅を取得し、本町に定住した者
- (2) 居住する世帯員全員が、町税、使用料及び手数料等町の納付金を滞納していないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象者とししないものとする。

- (1) 過去にこの要綱に基づく奨励金の交付を受けたことがある者
- (2) 転入、転居を伴わず、建替えを行った者（建替えのため一時的にアパートや借家に転居していた者を含む。）
- (3) 神戸町暴力団排除条例（平成24年神戸町条例第1号）第2条第2項に定める暴力団員である者
(奨励金の対象となる事業)

第4条 奨励金の対象となる事業は、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に住宅を取得する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 住宅の新築又は新規に建設された築3年以内の住宅（モデルハウスを含む。）の購入
- (2) 併用住宅の新築又は購入（住居部分の面積が2分の1以上の場合に限る。）
- (3) 町外在住者の中古住宅の購入

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する住宅の取得にかかる事業は、交付対象とししないものとする。

- (1) 過去にこの要綱に基づく奨励金の交付対象となった住宅
- (2) 別荘等の一時的居住を目的とした住宅及び賃貸目的で取得した住宅
- (3) 国、県又は町等の制度による他の補助金及び公共工事に伴う移転補償、損害賠償等の補てんを受けて取得した住宅
- (4) 住宅を共有で取得した場合に、当該住宅に居住する世帯員の合算した持ち分が2分の1未満となる住宅

(5) 相続又は贈与等の取得対価の伴わない方法により取得した住宅
(奨励金の種類等)

第5条 奨励金の種類、交付要件及び奨励金額等は、別表第1に掲げるとおりとする。この場合において、当該奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅を取得した日又は本町に転入した日のいずれか遅い日(以下「申請基準日」という。)から起算して1年以内に神戸町定住促進奨励金交付申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に別表第2に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、申請内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認めるときは、神戸町定住促進奨励金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査により、奨励金を交付することが適当でないとき認めるときは、神戸町定住促進奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の交付請求)

第8条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、神戸町定住促進奨励金交付請求書(様式第4号)により奨励金を請求するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 町長は、申請者が次のいずれかに該当した場合には、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な行為により奨励金の交付を受けたとき
- (2) 正当な事由がなく、奨励金の交付を受けた住宅に転入、転居してから5年未満に転出し、又は当該住宅を譲渡、交換又は貸付したとき
- (3) その他町長が相当の事由があると認めたとき

2 町長は、前項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けた者にやむを得な

い特別な事情があると認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成28年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる奨励金に関する規定については、同日以降も、なおその効力を有する。

(1) 申請基準日から1年以内(平成28年4月1日以降の日に限る。)の間に、この要綱の規定によりなされた奨励金の手続き

(2) この要綱の失効後において奨励金の返還等の必要が生じた場合の手続き

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、次に掲げる奨励金に関する規定については、同日以降も、なおその効力を有する。

(1) 申請基準日から1年以内(平成31年4月1日以降の日に限る。)の間に、この要綱の規定によりなされた奨励金の手続き

(2) この要綱の失効後において奨励金の返還等の必要が生じた場合の手続き

別表第1 (第5条関係)

奨励金の種類	交付要件	奨励金の金額	限度額
住宅新築奨励金	住宅を新築又は住宅を購入した場合(建替えは除く。)	住宅1平方メートル当たり 3,000円	450,000円

中古住宅購入奨励金	町外在住者が、中古住宅を購入し本町に転入した場合	住宅1平方メートル当たり 1,000円	150,000円
-----------	--------------------------	---------------------	----------

備考

- 1 併用住宅の場合は、住居部分の面積を基準に奨励金を算定するものとする。
- 2 奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

別表第2（第6条関係）

奨励金の種類	奨励金等申請 添付書類
全申請共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 世帯全員の住民票（続柄の記載されたもの） 2 住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し 3 建物の登記事項証明書 4 住宅の平面図（建築確認又は工事請負契約書の付属図書の写し） 5 工事完了届又は家屋引渡書 6 世帯員全員が町税等を完納していることが確認できる書類又は非課税であることが確認できる書類（転入者のみ） 7 その他町長が必要と認める書類
中古住宅購入奨励金に限る	<ol style="list-style-type: none"> 1 転入前の5年間連続して他の市区町村に居住していたことが確認できる書類（戸籍の附表など）

様式第1号（第6条関係）

神戸町定住促進奨励金交付申請書

年 月 日

安八郡神戸町長 様

申請人 住 所

氏 名

印

電話番号

神戸町定住促進奨励金交付要綱第6条の規定により奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、この奨励金の要件の審査のため、町が世帯員全員の町税等の納付状況を調査することに同意します。

1 奨励金の種類

- 住宅新築奨励金
 中古住宅購入奨励金

2 奨励金の交付申請額 _____円

3 世帯、住宅の概要

	氏 名	続 柄	生年月日	年 齢	転入(居)年月日
世帯構成	申請者		年 月 日		年 月 日
	世帯員		年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
			年 月 日		年 月 日
建 物	住宅の延床面積	m ²	契約締結日		年 月 日
	うち住居部分の面積	m ²	取得日（引渡日又は登記日）		年 月 日
	世帯員の持ち分の合計	%	住宅取得価格		円
添付書類	<input type="checkbox"/> 世帯員全員の住民票 <input type="checkbox"/> 工事請負契約書又は売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住宅の平面図（建築確認又は契約書の付属図書） <input type="checkbox"/> 工事完了届又は家屋引渡書 <input type="checkbox"/> 町税等の完納証明書等（転入者のみ） <input type="checkbox"/> 戸籍の附表等（転入者のみ） <input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類				

- 備考 1. 併用住宅の場合は、住居部分の面積を基準に算定してください。
2. 奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額としてください。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

神戸町長



神戸町定住促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸町定住促進奨励金については、神戸町定住促進奨励金交付要綱第7条第1項の規定により、下記の条件で決定しましたので、通知します。

記

1. 奨励金の種類

2. 奨励金の金額 金 円

交付の決定を受けた者、又は奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1)虚偽の申請又は不正な行為によって、奨励金の交付を受けたとき。
- (2)正当な理由がなく、奨励金の交付を受けた住宅に転入、転居してから5年未満に転出し、又は当該住宅を譲渡、交換又は貸付したとき。
- (3)その他、町長が相当の事由があると認めたとき。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

神戸町長



神戸町定住促進奨励金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった神戸町定住促進奨励金については、下記の理由により交付しないことと決定しましたので、神戸町定住促進奨励金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 奨励金の種類
2. 不交付の理由

様式第4号（第8条関係）

神戸町定住促進奨励金請求書

年 月 日

安八郡神戸町長 様

申請人 住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった神戸町定住促進奨励金について、神戸町定住促進奨励金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 奨励金の金額 金 円

2. 奨励金の振込先

金 融 機 関 名	
支 店 （ 所 ） 名	
預 金 種 別	1 普通 2 当座
口 座 番 号	
口座名義人（ふりがな）	

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)